多久市からのお知らせ

〈新型コロナ〉多久市独自の追加支援制度のお知らせ

経済振興キャッシュレス決済促進事業

問 商工観光課 商工観光係 ☎75－2117

多久市が指定する市内のPayPay加盟店で、PayPayを利用したキャッシュレス決済を行った場合、支払額の20%分のポイントを付与します。

■期間　12月1日(火)～31日(木)

■付与上限　1回 1,000円　1人 5,000円

■付与日　支払日の翌日から30日後

乳児特別定額給付金

問 健康増進課 ☎75－3355

特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれた、乳児の保護者の経済的負担を軽減するため、乳児1人あたり10万円を支給します。

■対象者　4月28日(火)から令和3年3月31日(水)までに出生し、申請日に多久市の住民基本台帳に登録されている乳児の保護者

■申請期間　令和3年4月30日(金)まで

義務教育学校特別教室等空調設備整備事業

問 学校教育課 企画係 ☎75－2227

学校内での3密を回避するため、児童生徒が分散して授業を行えるよう、特別教室などの空調を整備します。

学校保健特別対策事業

問 学校教育課 企画係 ☎75－2227

マスク、消毒液、フェイスシールドなどを購入し、学校での感染防止対策を行います。

多久市からのお知らせ

〈新型コロナ〉中小事業者などは固定資産税の軽減ができます

問 税務課 資産税係　☎75－2176

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が一定以上減少した中小事業者などの税負担を軽減するため、償却資産と事業用家屋（土地は除く）に係る固定資産税の課税標準額を、事業収入の減少割合に応じ、令和3年度課税の1年度分に限り、2分の1またはゼロとします。

この軽減措置を受けるためには、認定経営革新等支援機関などで、本特例措置の適用要件を満たしていることの認定を受けたうえで、税務課へ申告が必要です。

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が一定以上減少している中小事業者など。

■軽減対象

所有する償却資産、所有する事業用の家屋（併用住宅の場合は事業用部分のみ）。

※土地は対象外

■軽減内容

今年の2月から10月までの連続する3か月間（任意の期間）の事業収入の合計額が、前年の同期間の合計額と比べて30%以上減少している場合、課税標準額の割合を次の通り軽減します。

○ 30%以上50%未満の減少　→　2分の1

○ 50%以上の減少　→　全額

■申請方法

①申告書を税務課窓口または市ホームページから取得してください。

※今年度の償却資産申告者と市内事業者には11月中に申告書を送付する予定です

②認定経営革新等支援機関などで適用要件を満たしていることの認定を受けてください。

※認定経営革新等支援機関などとは商工会や青色申告会、税理士などです

③認定経営革新等支援機関の認定を受けた申告書などを税務課へ提出してください。

■申告期限

令和3年2月1日(月)

※くわしくは市ホームページまたは中小企業庁のホームページをご覧ください